

旧優生保護法に基づく優生手術等および人工妊娠中絶等に関する 個人記録の調査等要領

1. 趣旨・目的

本調査は、補償金等支給法に基づき、優生手術等及び人工妊娠中絶等を受けた方とその配偶者に対する補償金等の支給を着実に実施するために行う調査です。

具体的には、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号。以下「一時金等支給法」という。）に基づく一時金等（以下「一時金等」という。）及び補償金等支給法に基づく補償金等の認定を受けた者の請求書において、優生手術等や人工妊娠中絶等を受けた当時の状況欄に、「手術等を受けた医療機関」、「入院していた医療機関」、「利用していた福祉施設」としてそれぞれの名称が記載され、旧優生保護法に基づき特定の疾病や障害を有すること等を理由に生殖を不能にする手術若しくは放射線の照射又は人工妊娠中絶等に関する個人記録を保有している可能性が高いと考えられる医療機関及び福祉施設において、可能な範囲で、当該記録を調査し、対象者に対し補償金等の請求の勧奨を行っていただくことを目的としています。

2. 調査等の流れ

以下の順に調査等をお願いします。

(1) 都道府県は、国が提供する医療機関等リスト（別添 2）（※ 1）に記載のある医療機関又は福祉施設の存否を確認。

(※ 1) 過去に一時金等又は補償金等が認定された方であって、

- ① 優生手術等又は人工妊娠中絶等を受けた方が優生手術等又は人工妊娠中絶等を受けたとされる医療機関
- ② 優生手術等又は人工妊娠中絶等を受けた方が、生活の場としていたとされる医療機関又は福祉施設

(2) 都道府県は、それらの存在が確認できた場合には、以下の（ア）又は（イ）の場合ごとに、それぞれの場合の対象となる医療機関及び福祉施設に対し、対応を依頼。

(ア) 優生手術等又は人工妊娠中絶等を受けた方が、優生手術等又は人工妊娠中絶等を受けたとされる医療機関の場合

- ① 当該医療機関は、診療記録（カルテ等）等の調査を実施。
- ② 当該医療機関は、その調査の結果を踏まえ、補償金等の支給対象となり得る方のリスト（別紙 1）を作成し、都道府県に報告（※ 2）。
- ③ 都道府県は、当該リスト（別紙 1）に氏名のある者に対し、必要に応じ、自宅等への訪問（アウトリーチ）も含め、補償金等支給法のリーフレット（別添 3）の配布等により補償金等の請求を勧奨。

(※ 2) 医療機関等による都道府県への個人データの提供については、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法

律」の個別通知に係る留意点等について」(令和7年1月14日付けこ成母第21-1号こども家庭庁成育局母子保健課長通知)(別添4)において、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)上の取扱いを示しているので、参照されたい。

(イ) 優生手術等又は人工妊娠中絶等を受けた方が、生活の場としていたとされる医療機関又は福祉施設の場合

① 当該医療機関及び福祉施設は、現に入院又は入所している方であって、補償金等の支給対象となり得る方(※3)に対し、補償金等支給法のリーフレットの配布等により補償金等の請求を勧奨。

(※3) 例えば、旧優生保護法が存在した平成8年(1996年)までに生まれた者。

② 併せて、当該医療機関及び福祉施設は、上記補償金等の支給対象となり得る方(※3)について、補償金等の支給対象となり得る方のリスト(別紙1)として作成し、都道府県に報告。

(3) 都道府県は、(2)(ア)②又は(イ)②で報告を受けたリスト(別紙1)等をもとに、こども家庭庁のフォローアップ時に報告するための、調査等の対象となった医療機関及び福祉施設の数、補償金等の請求の勧奨を行った件数等のリスト(別紙2及び別紙3)を作成。

3. 調査対象施設等機関等

国が提供する医療機関等リスト(別添2)に記載のある医療機関及び福祉施設

4. 調査事項

旧優生保護法に基づき実施された特定の疾病や障害を有すること等を理由に生殖を不能にする手術若しくは放射線の照射又は人工妊娠中絶等に関する個人記録[※]の有無や、その記録に基づき補償金等の対象となり得る方の情報について、補償金等の支給対象となり得る方のリスト(別紙1)に記載ください。

※ 個人記録：記録の媒体(紙媒体・電子媒体)を問わず、診療記録(カルテ等)やケース記録等の個人の記録であって優生手術が行われた(又は行われた可能性がある)ことが分かるものをいいます。したがって、優生手術一般に関する行政機関からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。

※ 優生手術等、人工妊娠中絶等：「優生手術」又は「人工妊娠中絶」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある個人記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術又は人工妊娠中絶に関する個人記録も対象になります。

5. その他

上記調査の他に、国所管法人を対象にした調査を「旧優生保護法に基づく優生手術等及び人工妊娠中絶等に関する個人記録の調査及び請求の勧奨について(依頼)」(令和8年3

月 26 日付け) で依頼しています。

同通知の「3. 調査等の流れ」(1)のとおり、同調査においても、当該調査の対象である国所管法人の医療機関及び福祉施設で、調査を行い、補償金等の支給対象となり得る可能性のある方のリストを作成し、当該医療機関及び福祉施設が所在する都道府県に報告いただくこととしております。

当該報告を受けた都道府県におかれましては、当該医療機関(長期入院などで生活の場としていた医療機関に限る。)及び福祉施設の協力も得て、必要に応じ、当該医療機関(長期入院などで生活の場としていた医療機関に限る。)及び福祉施設等(自宅等を含む。)への訪問(アウトリーチ)も含め、補償金等支給法のリーフレットの配布等により補償金等の請求を勧奨をいただくようお願いいたします。

また、同調査においてもフォローアップを予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。